

奨学金・特待生制度

【現状説明】 本学独自の学内奨学金制度を設けており、学外奨学金制度では「日本学生支援機構奨学金」を多くの学生が利用しています。

大学院	本学独自の学内奨学金制度として「中村学園大学大学院奨学金」（給付型）があります。この奨学金は、本学卒業生を対象に入学金の全額が給付されます。毎年度 10 名程度が採用されています。 学外（国、各地方自治体、各種団体等）の奨学金制度では、例年、「日本学生支援機構奨学金」（貸与型）を利用している学生が一番多いです。
大学・短期大学部	本学独自の学内奨学金制度として、大学には「中村学園大学同窓会奨学金」（給付型）、短期大学部には「中村学園大学短期大学部同窓会奨学金」（給付型）があります。また、大学・短期大学部共通で「中村学園大学（含む短期大学部）特待生制度」（給付型）「学校法人中村学園卒業生子女奨学金」（給付型）及び「中村学園大学（含む短期大学部）特別給付奨学金」があります。 「中村学園大学（含む短期大学部）特待生制度」は、試験入学選考において特に優秀な成績で合格し入学する者を対象としています。ただし、2 年次以降は、学業成績により奨学金の停止または廃止となる場合があります。近年、大学では各学科 3 名前後が入学時に新規採用されていますが、短期大学部では採用者はいません。 「中村学園大学同窓会奨学金」は、学生のリーダー的人材育成のための勉学奨励並びにスポーツ・文化活動の向上に資することを目的としており、「リーダー的人材育成のための勉学奨励」のための奨学金は 1 人につき 200,000 円が給付されます。また「リーダー的人材育成のためのスポーツ・文化活動の向上」のための奨学金は 1 人または 1 団体につき 30,000～300,000 円が給付されます。 「中村学園大学短期大学部同窓会奨学金」は、学業・人物とも優秀な学生を対象としており、1 人当たり 100,000 円が給付されます。 「学校法人中村学園卒業生子女奨学金」は、祖父母・父母で 2 世代以上連続して各学校を卒業した者の子女（3 世代目）で、各学校に在学中の学生・生徒が対象になります。各学校の修業年限を支給期間とし、年額 240,000 円が給付されます。 「中村学園大学（含む短期大学部）特別給付奨学金」は、生計を維持する者の家計が急変し、経済的理由のため修学が困難となった者に対し、授業料の半額相当を給付する奨学金制度です。 学外（国、各地方自治体、各種団体等）の奨学金制度では、「日本学生支援機構奨学金（貸与型）」を利用している学生が最も多く、次いで「日本学生支援機構奨学金（給付型）」を利用している学生が多いです。